

短期認知症対応型共同生活介護事業所及び 短期介護予防認知症対応型共同生活介護事業所

重要事項説明書

<令和6年 8月 1日現在>

共同生活介護サービスを提供するに先立ち、以下のとおり重要事項を説明いたします。

1. グループホーム まごころの概要

名 称	医療法人 博愛会 グループホーム まごころ
所 在 地	福岡県京都郡苅田町大字提字唐松2781番地
開 設 日	令和5年4月1日
指定番号	4098000013
連 絡 先	電話・FAX 093-434-6666
責 任 者	管理者 石田 亜希子 石坂 由香
利用居室	個室18室（定員18名）
共用設備	居間、食堂、浴室、脱衣場、台所、洗濯室、トイレ
防災・避難設備	消火器、非常警報装置、住宅用火災警報器

2. 事業の目的と運営方針

事業目的	要介護者であって認知症であるものについて、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営む事ができるように支援します。
運営方針	① 介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の内容に沿ったものとし ます。 ② 利用者の意思及び人格・人権の尊重に努めるとともに、個別の介護計画を 作成し、利用者が必要とする適切なサービスを提供します。 ③ 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかり やすく説明します。 ④ サービスの担い手が常に誠意を持って質の高いサービスが提供できるよ う管理、評価を行います。

3. 職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容
管 理 者	介護福祉士	2(兼)		管理・指導
計画作成担当者	介護支援専門員	2(兼)		介護サービス計画の作成
介 護 職 員	介護福祉士	8	3	介護サービスの提供
介 護 職 員			1	介護サービスの提供
看 護 職 員	看護師		1(兼)	医療サービスの提供

4. 職員の勤務体制

区分	勤務時間		休暇
早出	7:00～16:00	2人	113日/年
日勤	8:30～17:30	2人	
遅出	9:00～18:00	2人	
夜勤	15:30～8:45	2人	

5. 休業日

休業日	なし (24時間 365日対応)
-----	------------------

6. 利用料金

	区分	ご利用負担金
介護保険適用分	要支援 2	777円 /日
	要介護 1	781円 /日
	要介護 2	817円 /日
	要介護 3	841円 /日
	要介護 4	858円 /日
	要介護 5	874円 /日
	サービス提供体制加算 I	22円 /日
	サービス提供体制加算 II	18円 /日
	サービス提供体制加算 II	6円 /日
	医療連携体制加算 (I)	イ 57円 ロ 47円 ハ 37円
	医療連携体制加算 (II)	5円 /日 (要支援2除く)
	介護職員処遇改善加算 (令和6年5月まで)	サービス総額の11.1%
	介護職員等特定処遇改善加算 (令和6年5月まで)	サービス総額の3.1%
	介護職員等ベースアップ等支援加算 (令和6年5月まで)	サービス総額の2.3%
	介護職員等処遇改善加算 (令和6年6月より)	I 18.6% II 17.8% III 15.5% IV 12.5%
	生活機能向上連携加算	(I)100円/月 (II)200/月
	高齢者施設等感染対策向上加算	(I)10円/月 (II)5/月
	新興感染症等施設療養費	240円/月 (連続5日を限度)
生産性向上推進体制加算	(I)100円/月 (II)10/月	
その他の料金	居住費	1,000円 /日
	食費	1,200円 /日 (朝食 270円 昼食 480円 夕食 450円)
	水道光熱費	310円 /日
	管理費	400円 /日
	おむつ代	実費

サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 短期共同生活介護計画及び介護予防短期生活介護計画の立案
- ③ 食事、入浴、排泄、着替え等の介助
- ④ 日常生活上の世話
- ⑤ 日常生活上の機能訓練
- ⑥ 趣味、教養、娯楽活動の機会の提供
- ⑦ 相談、援助
- ⑧ 健康管理
- ⑨ 理美容サービス(原則月1回実施します。)
- ⑩ 行政手続代行
- ⑪ その他

*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

7. 入居にあたっての留意事項

面 会	面会時間 9:00～19:00(原則この時間帯でお願いいたします。) 面会される方は、職員にお声をおかけください。 他利用者の方に、迷惑がかからないようお願いいたします。
外 出	外出・外泊の前に必ず行き先と帰着予定日時を届け出て下さい。
住居・居室 の利用	この共同生活住居内の設備、備品等は本来の用途にしたがって大切にご利用下さい。これに反した利用により破損等が生じた場合は、賠償していただくことがあります。
迷惑行為	騒音の発生、放歌高吟等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。 また、承諾なしに他の利用者の居室に立ち入らないで下さい。 多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。
所持金・ 現金等	利用者の現金・預貯金の保管管理は原則として行ないません。

8. 協力医療機関

当施設では、下記の医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

名 称	所 在 地	電話番号	診療科目	入院設備	救急指定
桑原医院	荻田町	093-436-0403	内科		
小波瀬病院	荻田町	0930-24-5211	内科、外科等	有	有
行橋記念病院	行橋市	0930-25-2000	精神科等	有	
新行橋病院	行橋市	0930-24-8899	内科、外科等	有	有
かんざき歯科医院	北九州市	093-964-0899	歯科		
門司歯科医院	荻田町	0930-22-7974	歯科		

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

9. 事故発生時等の対応

① 病気、受傷等の緊急時の対応

利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医または協力医療機関と連絡をとり、適切な措置を講じます。

② 非常災害対策

非常災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講じます。また管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとります。避難訓練は定期的に行うものとします。

③ 災害発生時には介護老人保健施設博愛苑からも応援を受け、災害の拡大を防止します。

10. 秘密保持と個人情報の保護

① 当事業所の職員は、サービスを提供する上で知り得た利用者及び家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。(秘密保持については、退職後も同様です。)

② 当事業者は、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報、及び利用者の家族の情報を利用しません。利用者及び利用者の家族に関する個人情報が含まれる記録物については、厳重に管理し、処分の際にも第三者への漏洩を防止します。

11. 苦情処理体制

① 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設備、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者、家族に対する説明や記録の整備等必要な措置を講じます。

② 苦情相談窓口

当事業所相談室	① 石田 亜希子 (管理者) 電話 093-434-6666
苅田町役場	地域福祉課 電話 093-434-1039
福岡県国民健康 保険団体連合会	介護保険課介護サービス相談係 電話 092-642-7859

③ 市町村との連携

苦情の内容については、市町村へ報告し、適切に処理します。

12. 身体拘束への対応方法

原則として入居者の身体拘束及びその行動制限は行わないものとする。但し、当核入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため、切迫性・非代替性・一時性の三要件の全てを満たす緊急やむを得ない場合のみ、当核入居者及び家族への説明同意を得て身体拘束その行動の制限を行うこともある。身体拘束を行った場合は、状況の経過記録の整備を行うとともに、早期に拘束を解除すべく努力をする。

① 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

② 身体拘束等の適正化の為の対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。

③ 身体的拘束等の適正化の為の指針を整備する。

④ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化の為の研修を定期的実施する。

13. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

第三評価を実施いたします。(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称評価結果の開示状況)等については施設内にて閲覧することもできます。

14. 支払い方法

毎月10日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の25日までにお支払いください。お支払いいただきますと翌月に領収書を発行いたします。

お支払い方法は、原則金融機関口座自動引き落としとなります。申請手続き中のみ現金もしくは振

り込みでお支払いして頂くことがあります。